

令和8年3月31日  
雇均発 0331 第7号  
国不建振第282号

各建設業者団体の長 殿

### 建設業退職金共済制度における電子申請方式の普及等について

厚生労働省雇用環境・均等局長  
( 公 印 省 略 )

国土交通省不動産・建設経済局長  
( 公 印 省 略 )

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）については、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図る観点から、その普及徹底を推進してきたところであり、貴職におかれてもご協力をいただいているところである。

これまで、「建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入等について」（令和3年3月30日付け雇均発 0330 第4号・国不建整第184号）を踏まえ、建退共制度の適正履行の確保や電子申請方式<sup>1</sup>の活用に努めていただいているところであるが、依然として、対象労働者<sup>2</sup>への掛金の充当が徹底されておらず、電子申請方式の活用も進んでいないなど、適正な履行の確保や電子申請方式の活用について課題がみられる状況にある。

こうした中、国土交通省においては、令和6年12月13日に、建設業法及び公

---

<sup>1</sup> 電子申請方式は、建設事業主が電子情報処理組織を使用して被共済者の就労状況報告の作成と独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に対する報告及び掛金充当の申し出を行い、機構が被共済者に対して退職金ポイントからの掛金充当を行う方式である。なお、退職金ポイントとは、電子申請方式において、共済契約者が被共済者に対する掛金充当のために、機構に掛金の納付の原資となる金銭を納付し、機構がその金銭1円につき1退職金ポイントとして換算し管理するものをいう。

<sup>2</sup> 工事現場毎に、当該工事に従事する者のうち、建設業退職金共済契約の被共済者となる者をいう。

共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）による建設業法（昭和24年法律第100号）の一部改正等に基づき公表された「情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針」等において、建退共制度に係る確実な掛金納付・退職金支給、事務負担の軽減等を図るため、電子申請方式の一層の利用促進及び建設キャリアアップシステム<sup>3</sup>の現場就業履歴を活用した就労実績報告等の促進を図るとともに、建設業者においても電子申請方式等を積極的に活用すべきとされたところである。令和7年10月には、電子申請専用サイト<sup>4</sup>のリニューアルがなされ、電子申請方式の利便性が大幅に向上するとともに、建設キャリアアップシステムに蓄積される就業履歴情報の自動連携機能が実装され、就労実績の把握・報告をより正確かつ効率的に行うことが可能となったところである。

加えて、令和7年12月12日には、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律による建設業法の一部改正に基づき、建退共制度の対象労働者への掛金が建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第13条の12に定められ、建設業者は工事内容に応じ、建退共制度の掛金を内訳に記載した見積書を作成するよう努めなければならないこととされたところである。

今般、これらを踏まえ、建退共制度における電子申請方式等の事項に関して、令和8年4月以降に発注される工事より、下記の運用を開始することとするので、貴団体におかれては、下記の事項について御留意の上、建退共制度における電子申請方式の普及及び制度の適正履行の確保について一段と取組を推進されるようお願いするとともに、会員企業において適切な制度運用が徹底されるよう周知されたい。

なお、令和3年3月30日付け雇均発0330第4号・国不建整第184号は、廃止する。

## 記

### 1 建設事業主は、証紙貼付方式にあつては中小企業退職金共済法（昭和34年

---

<sup>3</sup> 一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであつて、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、及び蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。

<sup>4</sup> 共済契約者等が、電子情報処理組織を使用して当該契約に基づく手続等を行う場合に使用するウェブサイトをいう。

法律第 160 号) 第 44 条第 4 項の規定に基づき被共済者に賃金を支払う都度、電子申請方式にあっては中小企業退職金共済法施行規則(昭和 34 年労働省令第 23 号) 第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づき被共済者に賃金を支払う期日の属する月の翌月末日までに、それぞれ掛金納付が義務付けられていることに鑑み、対象労働者について必要となる退職金ポイント又は退職金共済証紙(以下「証紙」という。)を適正に購入するとともに、当該対象労働者に対する掛金充当のために必要な就労状況を機構に適正に報告し、又は当該対象労働者の退職金共済手帳(以下「共済手帳」という。)への証紙の貼付を確実に行うこと。

- 2 建設事業主は、電子申請方式を活用する場合にあっては、中小企業退職金共済法施行規則第 86 条の 2 の規定に従い、機構に対し電子申請専用サイトを通じて就労状況を報告すること。その際、建設キャリアアップシステムに蓄積される就業履歴情報の自動連携機能を活用することで、就労実績の把握・報告をより正確かつ効率的に行うことが可能となり、よって建退共制度の適正履行の確保に繋がることに留意すること。
- 3 建設事業主は、証紙貼付方式を活用する場合にあっては、証紙の取扱いについて、中小企業退職金共済法施行規則第 90 条の規定に従い、証紙の受払簿を作成し、受払いの状況を適正に管理すること。
- 4 元請事業主<sup>5</sup>は、事務の効率化に資する範囲において、建退共制度関係事務を下請事業主<sup>6</sup>から可能な限り受託し、建退共制度の適切な運用に努めるとともに、下請契約を締結する際には、下請事業主に対して、建退共制度の趣旨を説明し、被共済者就労状況報告書等の作成を指導し、その提出を徹底させることにより、正確な就労状況報告の作成、掛金の充当を徹底するよう努めること。その際、一つの現場で電子申請方式と証紙貼付方式が混在することによる事務の混乱を避ける観点から、原則として、元請事業主は、受注する工事ごとに、電子申請方式と証紙貼付方式のうちいずれかの方式を選択した上で、下請契約を締結し、又は再下請通知を受ける際に、全ての下請事業主に対して、当該元請事業主が選択した方式によって行うよう求めること。なお、電子申請専用サイトのリニューアルがなされ、電子申請方式の利便性が大幅に向上するこ

---

<sup>5</sup> 発注者から建設工事を直接請け負った者をいう。

<sup>6</sup> 元請事業主を含む建設事業主から建設工事を請け負った者をいい、元請事業主から建設工事を請け負った一次下請事業主のみならず、当該一次下請事業主から建設工事を請け負った二次下請事業主その他下位の建設事業主を含む。

とを踏まえ、元請事業主は可能な限り、電子申請方式を選択すること。ただし、大半の下請事業主が電子申請方式に対応しているにも関わらず少数の下請事業主が電子申請方式に対応しがたい状況にあるなど、一つの現場で電子申請方式と証紙貼付方式の両方式を併用することが事務の効率化に資する場合においては、その併用も差し支えない（なお、その際に、特定の被共済者に対して、同一の就労日において退職金ポイント及び証紙を重複して掛金納付することがないように十分に留意すること。）。

なお、令和8年4月以降の国土交通省直轄工事においては、原則、電子申請方式を用いて掛金納付を実施することが「指導事項<sup>7</sup>」において定められていることに留意すること。

- 5 元請事業主及び下請事業主は、公共工事・民間工事を問わず、建設業法第20条第1項において「材料費等記載見積書」を作成するよう努めなければならないとされているところ、その作成に当たっては、建退共制度の対象労働者への掛金について適切に見積りを行うこと。

---

<sup>7</sup> 工事の入札に参加する事業主に対して、発注者が工事の契約条件を説明する現場説明書の中で、受注者が守るべき事項を定めたものをいう。